## 鳥取県告示第663号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地 崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 名称

中島第二地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地		標	柱
八頭郡智頭町大字市瀬字	下中嶋995	1	号
八頭郡智頭町大字市瀬字	下ノ谷2867	2	号
八頭郡智頭町大字市瀬字	ヲカ2885	3	号及び4号
八頭郡智頭町大字市瀬字	ヲカ2890	5	号
八頭郡智頭町大字市瀬字	ヲカ2904	6	号
八頭郡智頭町大字市瀬字	下中嶋1026-1	7	号
八頭郡智頭町大字市瀬字	下中嶋1002	8	号